

熊原第21-005号
令和3年2月15日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質の
加工の事業に係る保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり保安規定の変更の認可を申請します。

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更

1. 変更の内容

別添「新旧対照表」のとおり変更する。

2. 変更の理由

以下の理由により、その保安上の措置について定めるため原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定(令和3年1月29日付け認可)の一部を変更する。

(1) 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)」の一部改正(令和3年4月1日施行)に伴い、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更する。

(2) その他

上記の他、適宜、記載の適正化を図る。

3. 変更の詳細

(1) 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)」の改正(令和3年4月1日施行)に伴い、眼の水晶体の等価線量の線量限度を、100mSv/5年及び50mSv/年に変更する。
放射線業務従事者に係る線量限度(別表7(第48条、第91条の2関係))

(2) その他の記載の適正化を行う。

情報の共有及び公開(第15条の3)

管理区域(第40条)

周辺監視区域外への運搬(第57条)

施設管理に係る計画及び実施(第58条)

施設管理に係る評価及び改善(第59条)

新規規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持(第65条の2)

記録(第97条)

保安に関する記録(別表18(第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係))

保安規定条項と規則、基準の関係(別表19(第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係))

4. 施行期日

本規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定

新 旧 対 照 表

令和3年2月

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 1 条 ~ 第 4 条 は 省 略	変 更 な し	

変 更 前 (令和3年1月29日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(保安品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第4条の2 社長は、前条第1項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関係を別表19に示す。</p> <p>2. 保安文書及び記録は、次のとおりとする。文書の階層を別図4に示す。なお、以下の各号のうち(4)及び(7)は第6章に定める。</p> <p>(1) 保安規定 (2) 保安品質マニュアル (3) 保安品質方針 (4) 施設管理方針 (5) 規則(1)及び(2)に基づき社長が定めた保安文書であって(3)及び(4)を除くもの) (6) 保安品質目標 (7) 施設管理目標 (8) 基準(1)及び(2)に基づく保安文書であって(3)から(7)を除くもの) (9) 標準(要領、手順書、指示書、図面等の保安文書(以下「手順書等」という。)であって(2)、(5)又は(8)に基づいて定めたもの) (10) 記録</p> <p>(保安品質マニュアル)</p> <p>第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>	<p>(別表19を変更するため。)</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 4 条 の 4 ~ 第 1 0 条 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>（個別業務に必要なプロセスの計画）</p> <p>第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 加工施設の操作 (2) 放射線管理 (3) 加工施設の施設管理 (4) 核燃料物質の管理 (5) 放射性廃棄物管理 (6) 非常時の措置 (7) 定期評価 <p>2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 <p>4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>変更なし</p>	<p>（別表19を変更するため。）</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 1 1 条 の 2 ~ 第 1 3 条 の 2 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p>（機器等の検査等）</p> <p>第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。</p> <p>2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</p> <p>6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>変更なし</p>	<p>（別表18を変更するため。）</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 1 4 条 ~ 第 1 5 条 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p>（未然防止処置）</p> <p>第15条の2 所長は管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>(2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>(3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2. 所長は、前述の各号に掲げる事項について、基準に定める。</p> <p>（情報の共有及び公開）</p> <p>第15条の3 所長は、第12条の8第6項に記載する調達物品等の技術情報及び第58条から第65条の2に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p>	<p>変更なし</p> <p>（情報の共有及び公開）</p> <p>第15条の3 所長は、第12条の8第6項に記載する調達物品等の技術情報及び第58条から第65条に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p>	<p>(2) 第65条の2の削除に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 1 6 条 ~ 第 1 7 条 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第7節 核燃料取扱主任者</p> <p>（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける者を含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 保安教育の計画、設計想定事象等対処活動訓練の計画及び非常時訓練の計画</p> <p style="margin-left: 20px;">二 保全計画</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 点検計画</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 定期事業者検査の実施計画</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 設計及び工事の計画</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 特別な保全計画</p> <p style="margin-left: 20px;">三 （工事）作業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">四 製造計画</p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p style="text-align: center;">（別表19を変更するため。）</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 2 0 条 は 省 略	変 更 な し	

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 2 3 条 ~ 第 3 9 条 は 省 略	変 更 な し	

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 2 節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第 4 0 条 管理区域は、別図 2 - (2) 及び別図 2 - (3) に示す区域とする。</p> <p>2 . 環境安全部長は、第 1 項以外の場所であって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第 8 号)(以下「線量告示」という。) 第 1 条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3 . 環境安全部長は、第 2 項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 . 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。</p> <p>5 . 環境安全部長は、第 1 項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。</p> <p>(2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が<u>浸入</u>しないように対策を講じること。</p> <p>(3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度 (以下「表面密度」という。) 及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>(4) 必要に応じてしゃへい等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>6 . 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第 4 1 条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別図 2 - (2) 及び別図 2 - (3) のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない区域」という。) : (第 2 種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の区域 : (第 1 種管理区域)</p> <p>2 . 環境安全部長は、前項(2) の第 1 種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第 2 種管理区域にすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第 4 0 条 管理区域は、別図 2 - (2) 及び別図 2 - (3) に示す区域とする。</p> <p>2 . 環境安全部長は、第 1 項以外の場所であって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第 8 号)(以下「線量告示」という。) 第 1 条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3 . 環境安全部長は、第 2 項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 . 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。</p> <p>5 . 環境安全部長は、第 1 項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。</p> <p>(2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が<u>拡大</u>しないように対策を講じること。</p> <p>(3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度 (以下「表面密度」という。) 及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>(4) 必要に応じてしゃへい等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>6 . 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(2) 記載の適正化。</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 4 2 条 ~ 第 4 6 条 の 2 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>（管理上の人の区分）</p> <p>第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。</p> <p>（線量限度）</p> <p>第48条 放射線業務従事者の線量限度は、別表7に定める値とする。</p> <p>2. 放射線業務従事者の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、環境安全部長は当該放射線業務従事者の管理区域への立入禁止を指示する。</p> <p>（線量の評価及び通知）</p> <p>第49条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表8に定める。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて評価する。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。ただし、社員以外の者に対しては、当該事業者を通じて通知する。</p> <p>（被ばくの低減措置）</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p style="text-align: center;">（別表7を変更するため。）</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 5 1 条 ~ 第 5 3 条 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p>（第1種管理区域外への移動） 第54条 環境安全部長は、第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。</p> <p>（管理区域外への移動） 第55条 核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、環境安全部長は、必要に応じてしゃへい等の措置が講じられ、線量当量率が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬） 第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>2. 各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</p> <p>（周辺監視区域外への運搬） 第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ、措置結果を所長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（周辺監視区域外への運搬） 第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、<u>外運搬規則及び車両運搬規則</u>に定める運搬に関する措置を講じ、措置結果を所長に報告する。</p>	<p>(2) 記載の適正化。</p>

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第6章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（施設管理に係る計画及び実施）</p> <p>第58条 設備管理部長は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、<u>給排気設備の停止に係る措置、並びに新規規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する基準を定める。</u></p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務（ただし、第62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。）を実施させる。</p> <p>（施設管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条の2に記載する事項（ただし、第62条の2第1項に記載する事項を除く。）に関して、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の11の施設管理の有効性評価の結果を確認し、設備管理部長に報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。</p> <p>2. 設備管理部長は、前項の報告を踏まえ、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（施設管理に係る計画及び実施）</p> <p>第58条 設備管理部長は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造<u>並びに給排気設備の停止に係る措置に関する基準を定める。</u></p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の業務（ただし、第62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。）を実施させる。</p> <p>（施設管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条に記載する事項（ただし、第62条の2第1項に記載する事項を除く。）に関して、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の11の施設管理の有効性評価の結果を確認し、設備管理部長に報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。</p> <p>2. 設備管理部長は、前項の報告を踏まえ、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p>	<p>(2) 第65条の2の削除に伴う記載の適正化。</p> <p>(2) 第65条の2の削除に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第1節の2 使用前事業者検査</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 設工認に従って行われたものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</p> <p>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。</p>	<p>変更なし</p>	<p>（別表18を変更するため。）</p>

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第1節の3 定期事業者検査</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に關与していない要員を検査員として配置する。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。定期事業者検査を行う対象、検査内容等は、第62条の6に定める保全計画に基づくものとする。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期事業者検査を免除する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>（定期事業者検査の報告）</p> <p>第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環境安全部長は、各定期事業者検査の結果を取りまとめ、定期事業者検査報告書を作成する。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p style="text-align: center;">（別表18を変更するため。）</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 5 9 条 の 5 ~ 第 6 5 条 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p>第5節 <u>新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持</u></p> <p><u>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持）</u></p> <p>第65条の2 <u>施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の計画に従って工事が完了し、加工施設全体の性能について使用前確認証の交付を受けるまでの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</u></p> <p>(1) <u>担当グループ長は、第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>各部長は、第62条の6に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</u></p> <p>(3) <u>各部長は、第62条の6第7項に定める巡視を行わせる。</u></p> <p>2. <u>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、前項各号に定める事項により、その機能を維持する。</u></p>	<p>第5節 <u>削除</u></p> <p>第65条の2 <u>削除</u></p>	<p>(2) 第62条の6に定める保全計画に基づいて実施する事項のため、重複して規定している第65条の2を削除。</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 6 6 条 ~ 第 7 2 条 の 2 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p>（放射性固体廃棄物）</p> <p>第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。</p> <p>(2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</p> <p>3. 環境安全部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>変更なし</p>	<p>（別表18を変更するため。）</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 7 4 条 ~ 第 9 1 条 は 省 略	変 更 な し	

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
<p>(緊 急 作 業 に 係 る 線 量 限 度 等)</p> <p>第 9 1 条 の 2 本 部 長 は、 次 の 各 号 を 全 て 満 た す 放 射 線 業 務 従 事 者 を 緊 急 作 業 に 従 事 さ せ る た め の 要 員 と し て 選 定 す る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊 急 作 業 時 の 放 射 線 の 生 体 に 与 え る 影 響 及 び 放 射 線 防 護 措 置 に つ い て 教 育 を 受 け た 上 で、 緊 急 作 業 に 従 事 す る 意 思 が あ る 旨 を 社 長 に 書 面 で 申 し 出 た 者 で あ る こ と。 (2) 緊 急 作 業 に つ い て の 訓 練 を 受 け た 者 で あ る こ と。 (3) 線 量 告 示 第 7 条 第 2 項 第 1 号、 第 2 号 及 び 第 4 号 に 掲 げ る 事 象 の い ず れ か が 発 生 し た 場 合 に あ っ て は、 原 子 力 災 害 対 策 特 別 措 置 法 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 原 子 力 防 災 要 員、 同 法 第 9 条 第 1 項 に 規 定 す る 原 子 力 防 災 管 理 者 又 は 同 法 同 条 第 3 項 に 規 定 す る 副 原 子 力 防 災 管 理 者 で あ る こ と。 <p>2 . 本 部 長 は、 選 定 し た 要 員 を 緊 急 作 業 に 従 事 さ せ る 場 合 は、 次 の 各 号 に 定 め る 措 置 を 講 じ る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要 員 の 線 量 限 度 は、 別 表 7 に 定 め る 値 と し、 要 員 の 線 量 が 別 表 7 に 定 め る 限 度 を 超 え、 又 は 超 え る お そ れ が あ る と き は、 当 該 要 員 の 緊 急 作 業 へ の 従 事 禁 止 を 指 示 す る。 (2) 緊 急 作 業 に 従 事 さ せ る 期 間 中 に お け る 要 員 の 線 量 を 1 月 以 内 ご と に 1 回 評 価 し、 結 果 を 当 該 要 員 に 通 知 す る。 (3) 要 員 の 受 け る 線 量 の 低 減 を 図 る た め、 適 切 な 保 護 具 を 着 用 さ せ る 等 の 放 射 線 防 護 上 必 要 な 措 置 を 講 じ る。 (4) 緊 急 作 業 を 行 っ た 要 員 に 対 し、 当 該 作 業 に 従 事 後 1 月 以 内 ご と に 1 回 及 び 当 該 作 業 か ら 離 れ る 際、 健 康 診 断 を 受 診 さ せ る。 <p>(非 常 時 体 制 の 解 除)</p> <p>第 9 2 条 本 部 長 は、 事 態 が 終 息 し て い る と 判 断 し た 場 合 は、 非 常 時 体 制 を 解 除 し、 そ の 旨 を 社 長 及 び 社 外 関 係 機 関 に 直 ち に 通 報 す る。</p>	<p>変 更 な し</p> <p>変 更 な し</p>	<p>(別 表 7 を 変 更 す る た め 。)</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
第 9 3 条 ~ 第 9 6 条 は 省 略	変 更 な し	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>（記録）</p> <p>第97条 品質保証部長は、別表18に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表18第1項7に該当する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p> <p>（報告）</p> <p>第98条 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(5) 加工規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合</p> <p>2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>	<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>（記録）</p> <p>第97条 品質保証部長は、別表18に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表18第1項7に該当する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(2) 記載の適正化。</p>

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
別図1～別図6、別表1～別表5は省略	変更なし	

変更前（令和3年1月29日付け認可）

別表6 身体及び身体に着用している物の表面密度（第45条関係）

区分	表面密度
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq / cm ²
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq / cm ²

別表7 放射線業務従事者に係る線量限度（第48条、第91条の2関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	目の水晶体	皮膚	腹部表面
100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)	150 mSv/年	500 mSv/年	
女子			
5 mSv/3月 (注3)			
妊娠中である女子 内部被ばくで1 mSv/出産までの期間 (注4)	150 mSv/年	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 (注4)

別表7の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者の実効線量が100 mSv（線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあっては250 mSv）、目の水晶体の等価線量が300 mSv及び皮膚の等価線量が1 Svを超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

なお、この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。

（注1）平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間。

（注2）4月1日を始期とする1年間。

（注3）妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を所長及び環境安全部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者については適用除外。

（注4）本人の申し出等により所長及び環境安全部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間。

変更後

変更なし

別表7 放射線業務従事者に係る線量限度（第48条、第91条の2関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	目の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)	100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 (注4)
女子			
5 mSv/3月 (注3)			
妊娠中である女子 内部被ばくで1 mSv/出産までの期間 (注4)			

別表7の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者の実効線量が100 mSv（線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあっては250 mSv）、目の水晶体の等価線量が300 mSv及び皮膚の等価線量が1 Svを超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

なお、この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。

（注1）平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間。

（注2）4月1日を始期とする1年間。

（注3）妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を所長及び環境安全部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者については適用除外。

（注4）本人の申し出等により所長及び環境安全部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間。

(1)
「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の改正（令和3年4月1日施行）に伴い、目の水晶体の等価線量の線量限度を、100mSv/5年及び50mSv/年に変更する。

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
別表 8 ~ 別表 1 7 は省略	変更なし	

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由																																																
<p>別表18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="142 405 1249 1377"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>環境安全部長（注1）</td> <td>（注1）</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>（注4）に示す担当部長</td> <td>（注2）</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>（注3）</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度</td> <td>毎日1回 3月ごと1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回 毎週1回 毎週1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間 10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）同一事項に関する次の確認のときまでの期間。 （注2）施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間。 （注3）評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間 （注4）施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（括弧内は保管責任者を示す。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設工認申請書（環境安全部長） (2) 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長） (3) 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長） (4) 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） (5) 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長（注1）	（注1）	ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の実施の都度	（注4）に示す担当部長	（注2）	ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	（注3）	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 毎週1回 毎週1回	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間 10年間	<p>別表18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1377 405 2484 1377"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>環境安全部長（注1）</td> <td>（注1）</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>（注4）に示す担当部長</td> <td>（注2）</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>（注3）</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度</td> <td>毎日1回 3月ごと1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回 毎週1回 毎週1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間 10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）同一事項に関する次の確認のときまでの期間。 （注2）施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間。 （注3）評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間。 （注4）施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（括弧内は保管責任者を示す。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設工認申請書（環境安全部長） (2) 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長） (3) 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長） (4) 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） (5) 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長（注1）	（注1）	ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の実施の都度	（注4）に示す担当部長	（注2）	ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	（注3）	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 毎週1回 毎週1回	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間 10年間	<p>(2) 記載の適正化。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																															
1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長（注1）	（注1）																																															
ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の実施の都度	（注4）に示す担当部長	（注2）																																															
ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	（注3）																																															
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 毎週1回 毎週1回	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間 10年間																																															
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																															
1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長（注1）	（注1）																																															
ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の実施の都度	（注4）に示す担当部長	（注2）																																															
ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	（注3）																																															
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 毎週1回 毎週1回	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間 10年間																																															

変更前（令和3年1月29日付け認可）				変更後	理由
				変更なし	
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間		
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	環境安全部長	（注5）		
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	環境安全部長	（注5）		
ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	環境安全部長	（注5）		
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境安全部長	（注5）		
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	燃料製造部長	1年間		
チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間		
リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間		
（注5）その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。					

変更前（令和3年1月29日付け認可）				変更後		理由																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量</td> <td>挿入の都度 （連続式にあつては連続して）</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値（注6）</td> <td>連続して</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ニ 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の都度 （注7）</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>4. 加工施設の事故記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ニ 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	3. 操作記録				イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度 （連続式にあつては連続して）	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値（注6）	連続して	設備を所管する担当部長	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を所管する担当部長	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を所管する担当部長	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 （注7）	設備を所管する担当部長	1年間	4. 加工施設の事故記録				イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ハ 事故の原因	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ニ 事故後の処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	変更なし		
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																			
3. 操作記録																																																						
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度 （連続式にあつては連続して）	設備を所管する担当部長	1年間																																																			
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値（注6）	連続して	設備を所管する担当部長	1年間																																																			
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を所管する担当部長	1年間																																																			
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を所管する担当部長	1年間																																																			
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 （注7）	設備を所管する担当部長	1年間																																																			
4. 加工施設の事故記録																																																						
イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																			
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																			
ハ 事故の原因	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																			
ニ 事故後の処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																			
<p>（注6）熱的制限値を有する加工設備の温度とする。</p> <p>（注7）排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。</p>																																																						

変更前(令和3年1月29日付け認可)				変更後				理由
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	
5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10年間	5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10年間	(2) 記載の適正化。
ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10年間	ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10年間	
ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10年間	ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10年間	
6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	業務管理部長	3年間	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	業務管理部長	3年間	
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	業務管理部長	3年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	業務管理部長	3年間	
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	業務管理部長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	業務管理部長	3年間	
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長(第10条第2項及び第13条に係る記録)	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長(第10条第2項及び第13条に係る記録)	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	
8. 定期評価の結果 イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に準じた期間	8. 定期評価の結果 イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に準じた期間	
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	燃料製造部長		(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	燃料製造部長		
(注8) 加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。 (1) 保安委員会の記録(第10条第2項) (2) 教育・訓練の記録(第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条) (3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録(第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7) (4) 保全活動管理指標に関する結果の記録(第62条の5) (5) 法令に基づく手続きの要否の結果の記録(第62条の6第6項) (6) 保全の結果、確認・評価、有効性評価(第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10) (7) 補修・改造後の機能確認試験の記録(第63条及び第64条) (8) 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録(第12条の8) (9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録(第11条、第11条の3及び第12条の12) (10) トレーサビリティの記録(第12条の14) (11) 組織外の所有物に関する記録(第12条の15) (12) 計量標準の記録(第12条の17、第13条の3及び第59条の5) (13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録(第12条の17、第13条の3及び第59条の5) (14) 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録(第13条) (15) 不適合の処置の結果の記録(第14条) (16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録(第15条及び第15条の2)				(注8) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。 (1) 保安委員会の記録(第10条第2項) (2) 教育・訓練の記録(第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条) (3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録(第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7) (4) 保全活動管理指標に関する結果の記録(第62条の5) (5) 法令に基づく手続きの要否の結果の記録(第62条の6第6項) (6) 保全の結果、確認・評価、有効性評価(第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10) (7) 補修・改造後の機能確認試験の記録(第63条及び第64条) (8) 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録(第12条の8) (9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録(第11条、第11条の3及び第12条の12) (10) トレーサビリティの記録(第12条の14) (11) 組織外の所有物に関する記録(第12条の15) (12) 計量標準の記録(第12条の17、第13条の3及び第59条の5) (13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録(第12条の17、第13条の3及び第59条の5) (14) 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録(第13条) (15) 不適合の処置の結果の記録(第14条) (16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録(第15条及び第15条の2)				

変更前（令和3年1月29日付け認可）				変更後				理由																	
2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録				変更なし																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>										記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間				
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																						
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間																						
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間																						
3. その他保安に係る記録				変更なし																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 管理区域の設定、解除の状況</td> <td>設定、解除の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 核燃料安全委員会の議事録</td> <td>開催の都度</td> <td>安全管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table>										記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	安全管理グループ長	5年間
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																						
(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間																						
(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																						
(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	安全管理グループ長	5年間																						

変更前（令和3年1月29日付け認可）	変更後	理由																												
<p>4. 整備規則^(注9)附則（経過措置）第7条に基づき加工規則第7条第1項に定める期間を読み替えて従前の別表18を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="136 365 1249 1077"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注10)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注11)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注12)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に關する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>各部長、品質・安全管理室長</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注9) 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年4月1日施行）</p> <p>(注10) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。</p> <p>(注11) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。</p> <p>(注12) 検査終了後5年が経過するまでの期間。</p> <p>(注13) 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に關する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安委員会の記録 (2) 教育・訓練の記録 (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録 (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認、又は補修・改造後の機能確認試験の記録 (5) 設計変更及びそのレビューの記録 (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録 (7) 組織外の所有物に関する記録 (8) 計量標準の記録 (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録 (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録 (11) 不適合の処置の結果の記録 (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)	ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)	4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1年間	8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に關する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	<p>変更なし</p>	
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																											
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)																											
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)																											
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)																											
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間																											
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1年間																											
8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に關する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																											

変更前（令和3年1月29日付け認可）				変更後	理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 9 .旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 □ 経年変化に関する技術的な評価の結果 </td> <td>評価の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>加工規則第7条第7項に準じた期間</td> </tr> <tr> <td> 八 前記口の技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画 </td> <td>計画策定の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>加工規則第7条第7項に準じた期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	9 .旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 □ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に準じた期間	八 前記口の技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に準じた期間	変更なし	
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間														
9 .旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 □ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に準じた期間														
八 前記口の技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に準じた期間														

変更前(令和3年1月29日付け認可)					変更後					理由
別表19 保安規定条項と規則、基準の関係(第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係)					別表19 保安規定条項と規則、基準の関係(第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係)					(2) 第65条の2の削除に伴う記載の適正化。
区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号	区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号	
OMS	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、第12条の13、第12条の14	保安品質保証計画書	保社-1001	OMS	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、第12条の13、第12条の14	保安品質保証計画書	保社-1001	
規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3~第7条の5、第16条~第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001	規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3~第7条の5、第16条~第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001	
	第4条	第7条の6、第8条~第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	規則	第4条	第7条の6、第8条~第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	
	第4条	第7条の3~第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003	規則	第4条	第7条の3~第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003	
	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条、第62条の2	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則	保社-2004	規則	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条、第62条の2	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則	保社-2004	
	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005	規則	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005	
		第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006	規則		第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006	
基準	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準(品質・安全管理室)	安管-200003	基準	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準(品質・安全管理室)	安管-200003	
	第4条の4	第4条の2	保安文書管理基準	基保-025	基準	第4条の4	第4条の2	保安文書管理基準	基保-025	
	第12条	第12条の2~第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021	基準	第12条	第12条の2~第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021	
	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	基保-022	基準	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	基保-022	
	第13条		保安内部監査基準	安管-200002	基準	第13条		保安内部監査基準	安管-200002	
	第14条~第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023	基準	第14条~第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023	
	第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004	基準	第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004	
	第23条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007	基準	第23条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007	
	第11条、第25条、第26条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の15、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準(燃料製造部)	基保-003	第11条、第25条、第26条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の15、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準(設備管理部)	基保-026		
			加工施設の操作基準(環境安全部)	基保-028			加工施設の操作基準(環境安全部)	基保-028		
			加工施設の操作基準(品質保証部)	基保-032			加工施設の操作基準(品質保証部)	基保-032		
			臨界安全管理基準	基保-037			臨界安全管理基準	基保-037		
	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012	基準	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012	
	第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第40条~第45条、第47条~第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001	基準	第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第40条~第45条、第47条~第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001	
	第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035	基準	第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035	
	第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008	基準	第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008	
	第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、第46条の2、第53条、第59条の2~第59条の5、第62条の2~第65条の2、第85条	補修及び改造基準	基保-018	基準	第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、第46条の2、第53条、第59条の2~第59条の5、第62条の2~第65条、第85条	補修及び改造基準	基保-018	
	第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009	基準	第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009	
	第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第17条、第83条~第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006	基準	第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第17条、第83条~第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006	
	第11条、第94条、第95条	第96条	定期評価基準	基保-024	基準	第11条、第94条、第95条	第96条	定期評価基準	基保-024	
第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016	基準	第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016		
第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039	基準	第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039		

変 更 前 (令 和 3 年 1 月 29 日 付 け 認 可)	変 更 後	理 由
別表 2 0 ~ 別表 2 1、添付 1 ~ 添付 3 は省略	変更なし	